

尼崎市教育委員会 11月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和3年11月22日 午後3時35分～午後7時5分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教 育 長	白 畑 優
	教育長職務代理者	徳 山 育 弘
	委 員	太 田 垣 亘 世
	委 員	中 平 了 悟
	委 員	正 岡 康 子

3 出席した事務局職員等

教 育 次 長	梅 山 耕 一 郎
教 育 次 長	東 政 信
事 務 局 参 与	能 島 裕 介
管 理 部 長	西 村 和 修
学 校 教 育 部 長	増 田 裕 一
学 校 教 育 部 次 長	橋 本 貴 宗
学 校 給 食 担 当 部 長	山 木 聡
教 育 総 合 セ ン タ ー 所 長	平 山 直 樹
企 画 管 理 課 長	西 田 啓 行
職 員 課 長	中 道 隆 広
幼 稚 園 ・ 高 校 企 画 推 進 担 当 課 長	谷 章
い じ め 防 止 生 徒 指 導 担 当 課 長	石 本 将 史
中 学 校 給 食 整 備 担 当 課 長	玉 木 喜 博
学 校 ICT 推 進 課 長	岡 西 勝 義
子 ど も の 育 ち 支 援 セ ン タ ー 所 長	木 崎 貴 則
児 童 相 談 所 設 置 準 備 担 当 課 長	清 水 徹

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 議案第52号 令和3年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
- (2) 議案第53号 令和4年度尼崎市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について
- (3) 議案第54号 令和4年度尼崎市立高等学校教職員異動方針について
- (4) 議案第55号 令和4年度尼崎市立幼稚園教職員異動方針について
- (5) 議案第56号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則及び尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について

日程第3 協議・報告

- (1) いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方について（指針）
- (2) (仮称) 尼崎市子ども家庭センター設置基本方針（素案）について
- (3) 市立尼崎高等学校における学校改革とその取り組みについて

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後 3 時 3 5 分、教育長は開会を宣した。

白畑教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。
 日程第 2 「議事」の「議案第 5 2 号 令和 3 年度尼崎市一般会計教育関係補正予算
 について」は、会議規則第 6 条の 2 第 1 項第 2 号、すなわち『教育予算その他議会の
 議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しな
 いことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第 5 2 号」は、会議規則第 6 条の 2 第 1 項第 2
 号に該当するため、公開しないことと決しました。次に、日程第 3 「協議・報告」の
 「いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方について（指針）」及び「市立尼崎
 高等学校における学校改革とその取り組みについて」は、意思形成過程等の内容を含
 みますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、本件は、会議規則第 6 条の 2 第 1 項第 4 号、すなわ
 ち『教育長または委員から会議の公開が不相当であるとの発議のあった事件』に該当
 するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました案件に
 ついては、日程第 4 の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。
 それでは、これより日程に入ります。まず、日程第 1 の「議事録の承認」についてで
 ございます。9 月定例会及び 1 0 月 4 日の臨時会の議事録につきましては、先般、事
 務局より送付しておりますとおりで。内容に質疑等がありますでしょうか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。9 月定例会及び 1 0 月 4 日
 の臨時会の議事録を承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、9 月定例会及び 1 0 月 4 日の臨時会の議事録を承認
 することにいたします。次に、日程第 2 「議事」の「議案第 5 3 号 令和 4 年度尼崎
 市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について」、「議案第 5 4 号 令和 4 年度尼
 崎市立高等学校教職員異動方針について」及び「議案第 5 5 号 令和 4 年度尼崎市立
 幼稚園教職員異動方針について」は内容が一連のものであるため、一括して審議しま
 す。提案理由の説明を求めます。中道 職員課長。

職員課長 職員課長でございます。議案第 5 3 号から第 5 5 号までの 3 議案について、順にご
 説明申し上げます。これら 3 議案は、尼崎市立小・中・特別支援学校、高等学校及び
 幼稚園教職員の次年度に向けた人事異動に関する基本的な方針を定めようとするもの

でございます。恐れ入りますが、5ページ「令和4年度尼崎市立小・中・特別支援学校教職員異動方針（案）」をお開きください。本案は、兵庫県教育委員会が定める「令和4年度兵庫県公立学校 教職員異動方針」に基づき、本市の実情を勘案し、尼崎市立小学校、中学校、特別支援学校の県費負担教職員の人事異動に係ります基本的な方針や、実施方法を定めるものでございます。まず、「1 基本方針」といたしまして、学校教育の一層の充実と進展を期し、全市的視野にたつて、公正かつ適切な人事異動を行ってまいります。そのため、（1）適材適所の配置に努めることとし、教職員の能力を最大限に発揮させ、職員構成の適正化を図ります。あわせて、同一校における長期勤務者の異動を引き続き積極的かつ計画的に進めてまいります。また、（2）人事交流の推進について、職務経験を豊かにし、幅広い分野に対応できる次代の人材育成を念頭においた小学校、中学校、特別支援学校との校種間や、学校現場と教育委員会事務局間での人事交流を推進してまいります。次に、「2 実施にあたっての留意事項」といたしまして、児童生徒が安心して学べる魅力と活力ある学校づくりを進め、ハラスメントのない、働きがいのある風通しの良い職場づくりを進めてまいります。同一所属又は同一ポストに長期間滞留することから生じうる不祥事を防止し、併せて士気の低下を防ぐことに努めてまいります。人事の活性化により、いじめや体罰をはじめとした非違行為のない互いに切磋琢磨できる教職員集団づくりを目指してまいります。取組の具体といたしましては、（1）配置換えについて、①対象者は、原則として現任校3年以上在勤した者とし、校務運営と次の事項アからウを考慮して計画的に行うこととします。ア 現任校において、8年以上在勤した者は、原則として配置換えする。イ 新規採用後の現任校において、6年在勤した者（現職採用含む）は、配置換えする。ウ 統合校においては、別途協議の上、学校運営に支障がないよう計画的に配置換えを推進する。次に②上記①に該当しない者についても、必要に応じて配置換えの対象とする。③休職中、療養中、派遣中、産前産後休暇中、育児休業中の者は、原則として配置換えの対象としない。④学校運営の活性化を図るため、年齢、性別にとらわれることなく、幅広い多様な人材の中から、管理職の育成を踏まえた配置換えを積極的に進める。⑤幅広い視野を持つ教職員を育成するための異校種への配置換えを積極的に進める。⑥定数減により、配置換えを必要とする場合は、当該学校教職員全体を対象とする。⑦若手、中堅教員を対象として教育委員会事務局との交流を行ってまいります。（2）過員対策につきまして、児童・生徒数の減少等により、過員が生じ、その過員を解消するための異動を必要とする場合は、原則として全ての教職員を対象といたします。（3）管内外交流につきまして、現任校3年以上在勤した者による1対1の交流を原則といたします。最後に（4）意見聴取につきまして、異動及び再任用者の配置にあたりましては、教職員構成、本人の希望や介護などその他の事情につきまして、これまでと同様に、校長から本人に十分に意見聴取を行い、市教委といたしましても、可能な範囲で希望に沿った人事異動を推進してまいります。以上が、「議案第53号 令和4年度尼崎市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について」の説明となります。次に「議案第54号 令和4年度尼崎市立高等学校教職員異動方針（案）」についてご説明いたします。恐れ入りますが、7ページをお開きください。本案は、尼崎市立高等学校の人事異動における基本的な方針や実施方法を定めるものでございます。まず、「1 基本方針」といたしまして、市立高等学校教

育の一層の充実と進展を期し、全市的視野にたつて、公正かつ適切な人事異動を行ってまいります。同一校における長期勤務者の異動を計画的に推進することで、職員構成の適正化や人事の活性化を図り、教職員が能力を最大限に発揮できるよう努めることで、いじめや体罰のない安心して学べる学校づくりを目指してまいります。そのため、（１）人事の刷新に努めることとし、円滑な学校運営に資するために市立高等学校３校において、各学校の特色ある教育の推進に向けた、適材適所の人材配置を進めてまいります。次に、（２）人事交流の推進といたしまして、職務経験を豊かにし、資質の向上を図るため、県市間の人事交流、学校現場と教育委員会事務局間との人事交流を引き続き推進してまいります。また、市立全日制高等学校と市立定時制高等学校の間の異動についても、推進してまいります。次に、「２ 実施にあたっての留意事項」といたしまして、生徒が安心して学べる魅力と活力ある学校づくりを進め、ハラスメントのない、働きがいのある風通しの良い職場づくりを進めるとともに、同一所属又は同一ポストに長期間滞留することから生じうる不祥事を防止し、併せて士気の低下を防ぐことに努めてまいります。取組の具体といたしましては、（１）配置換えについて、① 配置換えの対象者は、原則として現任校３年以上在勤した者とし、校務運営と次の事項ア・イを考慮して計画的に行うこととします。ア 現任校において、９年以上在勤した者は、積極的に市立学校間の異動を行う。イ 教育実績・勤務状況・教科の構成等を考慮する。②休職中、療養中、派遣中、産前産後休暇中、育児休業中の者は、原則として配置換えの対象としない。（２）意見聴取につきまして、異動及び再任用の配置にあたっては、学校の教職員構成、本人の希望、介護などの事情について、学校長から十分に意見聴取することとしております。以上が「議案第５４号 令和４年度尼崎市立高等学校教職員異動方針（案）について」の説明となります。最後に「議案第５５号 令和４年度尼崎市立幼稚園教職員異動方針（案）」についてご説明いたします。恐れ入りますが、９ページをお開きください。本案は、尼崎市立幼稚園の人事異動における基本的な方針や実施方法を定めるものでございます。まず、「１ 基本方針」といたしまして、市立幼稚園の一層の充実と進展を期し、全市的視野にたつて、公正かつ適切な人事異動を行ってまいります。そのため、（１）人事の刷新に努めることとし、適材適所の配置に努めてまいります。教職員の能力を最大限に発揮させ、幼稚園教育の充実を図るとともに、将来の市立幼稚園の在り方を見据えた人材配置を行ってまいります。また、（２）人事交流の推進といたしまして、幼稚園現場と教育委員会事務局との人事交流も含め、幅広い視野での人事交流を推進してまいります。次に、「２ 実施にあたっての留意事項」でございます。（１）配置換えにつきまして、園児が安心して学べる魅力と活力ある園づくりを進め、ハラスメントのない、働きがいのある風通しの良い職場づくりを進めるとともに、人事の活性化により、園児が安心して成長できる幼稚園づくりを目指してまいります。取組の具体といたしましては、① 配置換えの対象者は、原則として現任園３年以上在勤した者とし、園務運営と次の事項ア・イを考慮して計画的に行うこととします。ア 現任園において、５年以上在勤した者は、積極的に異動を行う。イ 教育実績・勤務状況・園の規模等を考慮する。② 休職中、療養中、派遣中、産前産後休暇中、育児休業中の者は、原則として配置換えの対象といたしません。次に、（２）過員対策につきまして、定数減等により生じた過員を解消するための異動を必要とする場合は、原則としてすべて

の教職員を対象といたします。最後に、(3) 意見聴取につきまして、異動及び再任用の配置にあたりましては、幼稚園の教職員構成、本人の希望、介護など、その他の事情について、園長から十分に意見聴取することとしております。以上で「議案第55号 令和4年度尼崎市立幼稚園教職員異動方針について」の説明を終わらせていただきます。これら3件の異動方針(案)につきましては、議決をいただきました後、速やかに校園長に周知し、この異動方針に従い、令和4年度の人事異動の事務にとりかかりたいと考えております。以上で、議案第53号から第55号までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 昨年と変わっているところはあるか。

職員課長 特に大きく変わっているところはございません。

太田垣委員 市立高校の状況を聞いていると教職員の数が十分ではないとか、非常勤の先生が多いという問題はあるが、小、中、特別支援学校において配置換えを円滑にするに当たり、教職員の数は十分なのか。

職員課長 小、中でも非常勤で入られている先生方はおられます。ただ、その大半が産育休や長期研修といった事情等での、本来、正規で一時的に休まれている方が多いので、高校のような非常勤の方が多いという状況ではございません。その点が小、中と高校とで違います。

正岡委員 5ページに「(3) 管内外交流」とあるが、管内外とはどういう意味か。

職員課長 管内とは阪神間で、それ以外の他の市は管外という意味合いでこの言葉が使われています。

徳山委員 教師を確保するのが難しいと聞いているが、教師の働き方改革や働き過ぎの防止、良い先生の確保のためにタイムカードを導入するのはどうか。

職員課長 来年度から、導入する出退勤システムには、カードで出勤管理をしていくこととなります。現状、システムは各学校で何種類かあるのですが、今も基本的に出退勤は管理しただけしている状況にあります。システム的に出退勤が全く管理できてないということはございません。来年度からさらに統一した出退勤システムを導入していく予定です。

徳山委員 そうであれば、ぜひ労働時間の分布図を提供していただきたいが、労働時間の実態は把握できているのか。

職員課長

非常に長く残られている先生はおられます。校長との面談の際にも、時間の短縮に向けて定時退勤日や会議の効率化をしていただけているということを確認したり、さらにそれを進めてもらうことについて校長と意見交換をしております。特に目立っているのが、教頭先生の勤務時間が非常に長くなっていることです。他都市との意見交換では、他都市でもそういう状況でした。やはり保護者対応や様々な事務も含めて実体的な対応を教頭先生が核となって動いておりますので、現実的には非常に長くなっています。ただ、そういったところも含めて校長や教頭が出来る限りきちんとタイムマネジメントをしていただき、自らが進んでメリハリをつけて勤務にあたっていただくということで意見交換をしていますので、課題も見えているところですが、なかなか特効薬は見つかっておらず、苦勞しています。引き続きシステムを入れて、各学校が統一した基準の数値が出てきますので、それをベースにさらに取り組みをケアしていく必要があります。

中平委員

様々な課題や難しさがあると思うが、この方針の実施に当たり、困難な事柄について把握されていることはあるか。

職員課長

校種間異動において、相手とマッチングができない場合が難しいです。人材もそうですし、免許の問題もあります。交流することでいろいろな知識や経験が得られるというメリットがあると思うのですが、その時に合う合わないかで現実的に交流ができたりできなかったりで、そういった難しさはあります。教育委員会事務局に入っただけということも含めて、学校現場だけではなくて、いろいろな立場から見て、経験していただくことを進めてまいりたいと思っていますが、現実にはなかなか難しく、年々徐々に許される範囲の中でそういう形を作っていきたいと思っています。

中平委員

市立高校の人事異動の難しさと非常勤の先生方の割合が非常に高いという問題で、異動にあたってそういうことの是正に取り組む必要もあるかと思うが、方策等は講じているのか。

職員課長

非常勤の多さを意識していますが、市独自で先生を採用するシステムになっていませんので、どうしても県に人材を求めるということになってしまいます。市から出て行かれる先生と、市に来られる先生とがマッチせずになくなってしまうということで、すぐに改善できるような状況にはないと感じています。機会を得て、県に正規の教員をお願いすることもやっていますので、引き続き県に求めていくのが必要かと思っています。それと、市立高校間の異動では、一方は普通科、体育科、商業科というようにそれぞれ専門を持っていますので、教科の過不足がどう合致していくのかという点で、できていないからこそ今のような長期間の勤続になっているのかと感じています。すぐに解決していく特効薬的なものは見つかりませんが、可能なものについては徐々にそういった取り組みをしていくことが解決に向けた道なのかと思っています。

中平委員

文科省は市費で教職員の採用枠を作ることにに関して否定していない。市立高校だけではなく、働き方改革や教育を充実させる施策として、市独自の採用枠を検討してい

る自治体もあると思うので、予算の問題はあるかもしれないが、取り得る対策は様々検討していく必要はあるかと思うが、そのあたりはどうか。

職員課長 予算の問題もありますが、市費で採用しますと市の教員しかできません。県の試験に通っていなければ、逆に県との交流が出来ないという弊害も出てくるかと思imasuので、そういう面も含めて県の今の仕組みの中で、進めていくべきかと思imasu。

正岡委員 県市間の人事交流についての具体的なビジョンを伺いたい。

職員課長 県市間の人事交流は今もございまして、県の方に行きたいという方もおられます。そのときには我々としては県から一対一でいただきたいと県に強く求めております。ただ、県の採用の中で、非常勤や非正規がこれだけ多いということは、県へ出て行く人が多く、市を希望する方が少なくなっているということです。

正岡委員 そういう状況でないと県へ求められないのか。

職員課長 以前から非常勤が多くなっていることも含めて、この異動を見据え、県の教育委員会に迅速な対応をお願いしております。

正岡委員 そういう機会を今後も増やしていくのか。

職員課長 機会がある毎に、正規職員を一人でも多く送っていただきたいと、高校担当の管理主事からも県とヒヤリングをする中でそういうことをお伝えさせていただいています。

太田垣委員 全国で教職員を目指す大学新卒者の数が減ってきていると思うが、その状況はどうか。

職員課職員 倍率はある程度確保できておりますが、門戸が兵庫県だけでなく、いろんなところで広がってきております。今までは教員採用試験の日程は全国的に同じ日で、ちょっと違う日が横浜でといったものが、例えば高知県は大阪会場で受験できるようになるなど、兵庫県としての倍率は変わりませんが、落ちた人が他都市に向かっている場合が非常に多くなってきました。

太田垣委員 その倍率は採用数によっても変わると思うが、大学で教職免許を取って先生を目指す希望者は、減少傾向にあると思うがいかがか。

職員課長 全般的には減少傾向と思imasuが、県の具体的な採用の募集数は把握しておりません。

太田垣委員 先生になる魅力を上げていかないと今起きている問題がなかなか無くならないと感じている。

職員課長 先生は大変で、こういうところまで先生の責任になっていくのかというところで、マイナスイメージの取り上げ方が多くされています。就職を目指す者たちには、なかなかその道を積極的に選べない状況になっており、そうしたことの一つの解決策として、先生の働き方改革や、物事が起こったときの組織的な対応として各個人の先生に頼るのではなく、組織としてフォローしていく仕組み等が必要になってきます。先生にだけ負担がかかるということを払拭していかなければならないと思っています。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第53号」及び「議案第54号」、「議案第55号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第53号」、「議案第54号」及び「議案第55号」は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第2「議事」の「議案第56号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則及び尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。
中道 職員課長。

職員課長 職員課長でございます。それでは、議案第56号につきまして、ご説明申し上げます。令和4年1月から中学校給食が開始されますことから、学校給食調理ならびに配送に関する業務などを実施するため、尼崎市立学校給食センターの運営が始まります。そのことに伴いまして、事務分掌及び事業所事務分掌規則の改正を行う必要が生じておりますことから、それらにつきましてご説明し、ご審議をお願いするものでございます。それでは、「議案第56号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則及び尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について」につきまして、ご説明申し上げます。これらの規則は、教育委員会事務局と教育委員会の事業所の内部組織の事務分掌などを定めたものでございますが、学校給食センターの運営が開始されることに伴う文言整理等を行う必要を認めましたことから、規則改正を行うものでございます。お手元の資料の13ページをご覧ください。はじめに、尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則でございますが、こちらの新旧対照表の下線部分が改正箇所となっております。第4条、資料下ほどの学校給食課の第10号に「尼崎市立学校給食センターに関すること」となっておりますところを、「学校給食センターとの連絡に関すること」と改正いたします。こちらは、学校給食センターが設置されたことに伴い、次にご説明する「尼崎市教育委員会事業所事務分掌」に新たに記載することから、「学校給食センターとの連絡に関すること」といった記載に改めるものでございます。続きまして、14ページをご覧ください。事業所事務分掌規則の改正です。こちらも、新旧対照表の下線部分が改正箇所となっております。第5条、資料中ほどの中央図書

館の下に「学校給食センター」に関する分掌事務「学校給食の実施に必要な調理及び配送に関すること。」を追加しております。なお、歴史博物館田能資料館につきましては、学校給食センターの次に記載順を整理したものです。また、資料下ほどの別表につきましても、上から3番目の欄の下線部のとおり、尼崎市立学校給食センターを事業所として追加しております。これらの規則の施行日は令和4年1月1日としております。また参考ですが、16ページから現行の事務局事務分掌規則と事務所事務分掌規則を添付させていただいております。また、組織の体制につきましては、現行と、令和4年1月からのイメージとして26ページに、参考として記載しております。簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

中平委員 今回の改正に合わせて、田能資料館が中央図書館の下に移動しているが、これは等級に合わせて下に下ろしたということか。

職員課長 おっしゃるとおりです。

中平委員 現行においては、等級順ではなく、歴史博物館ということでまとめて置かれていたが、今回はそこに準拠して移動したという理解でよいか。

職員課長 はい。元々4級は田能資料館だけでしたが今回4級の事業所が新たにできたことで、7級、6級、4級という順番で整理をしたということです。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第56号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第56号」は原案のとおり可決いたしました。それではここで職員の入替えを行います。

白畑教育長 議事を再開いたします。それでは、日程第3「協議・報告」の「(仮称)尼崎市子ども家庭センター設置基本方針(素案)について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

子どもの育ち支援センター所長 子どもの育ち支援センター所長の木崎と申します。仮称ですがけれども、尼崎市子ども家庭センター設置基本方針についてご説明差し上げたいと思います。説明は、担当課長の清水からさせていただきます。

児童相談所設置準備担当課長 児童相談所設置準備担当課長の清水と申します。それでは、尼崎市こども家庭センター設置基本方針についてご説明いたします。現在この基本方針については素案ができたところで、パブリックコメントを実施中です。パブリックコメントの意見を踏まえて来年の1月、2月の完成を目指しています。こちらの基本方針は4部構成となっておりまして、策定の目的、児童相談所の基本理念、組織・人員配置・人材育成、施設整備について書いております。「1 策定の目的」ですが、この基本方針は、本市の児童福祉行政を取り巻く課題や地域特性を踏まえ、本市が児童相談所を設置するための基本的な考え方を示すものです。本市における児童相談所の位置付けや運営方針を明確にするとともに、設計・建設・開設運営に向けた課題を抽出することで、目指す姿など児童相談所を整備するための様々な条件を整理することを目的としています。

「2 児童相談所の基本理念」です。基本理念は、子どもファーストな視点に立った予防から自立まで一貫した支援の実現としています。いくしあと児童相談所が一体的に子ども一人ひとりに寄り添った支援を実施します。また、信頼される、開かれた児童相談所を目指します。(1) 尼崎らしい児童相談所の姿ということで、目指したいと思っている姿を5つ挙げています。①いくしあとの一体的な運営。いくしあと児童相談所が保有する情報をまずは一元化するという、また、いくしあと児童相談所で合同の受理会議や援助方針決定会議を実施するなど、いくしあと共通の支援方針のもと子どもとその家庭支援を実施したいと考えています。②あまがさき・ひと咲きプラザや多様な支援者との有機的な連携。あまがさき・ひと咲きプラザにおいて、児童相談所といくしあはもちろんのこと、教育委員会や子どもの居場所づくり等を行うユース交流センターとも連携し、プラザ全体で「学びと育ちを支援する」ための運営を行います。地域の多様な支援者とともに重層的かつ、きめ細やかな支援体制を目指したいと考えております。③子ども一人ひとりに寄り添った支援。子ども自身の声をしっかりと聴き、子ども自らが相談しやすい児童相談所とします。子ども一人ひとりに自立までの柔軟な支援プランを策定したいと考えています。④支援策の充実と専門性の確保。いくしあで既に取り組んでいる支援プログラムに加え、新たな支援プログラムの開発と実践を行い、高い専門性を確保していきたいと考えています。⑤第三者評価の活用。より良い児童相談所の運営を図るため、児童相談所の行う支援・措置等について第三者機関による評価を活用します。次ページ、(2) 一時保護の視点です。一時保護の視点は、3点です。①子どもが安心できる一時保護の実施。子どもにとって安全な施設であるだけでなく、子どもの声を聴き、安心感を持てる一時保護所の運営を目指していきたいと考えています。②子どもの権利が守られる一時保護の実施。日常とのつながりの維持・確保、学習保障、パーソナルスペースの確保、プライバシーや多様性への配慮など子どもの権利が守られる一時保護を実施していきたいと考えています。③個々に応じた一時保護の実施。本市に多いネグレクト家庭等の養育環境整備のための積極的な一時保護所の活用、個々の状況に応じた里親や児童養護施設等の活用。(3) 社会的養護にかかる支援といたしまして、里親による支援や児童養護施設等施設による支援を記載しています。(4) 他機関との連携です。いくしあと児童相談所の連携はもちろんのこと、関係機関、例えば学校、病院、警察等の関係機関や様々な資源とも連携や情報を共有し、同じ支援方針のもと、社会全体で子どもを見

守り、またその家庭を支える包括的な支援体制の構築を行います。「3 組織・人員配置・人材育成」です。まず、(1) 組織については、いくしあと児童相談所で別々の窓口で管理するのではなくて、総合窓口・統括管理部門で一元管理することでケースの進行管理を行い、いくしあと児童相談所との合同の受理会議・援助方針決定会議を行うことで共通の支援方針のもと、支援を実施します。また、(2) 人員配置については、すでにいくしあに正規の児童ケースワーカーを配置し、支援をしています。そういった、いくしあを有する強みを生かしながら、専門職の配置を含め、全体として手厚い人員配置を目指します。(3) 人材確保・育成です。児童福祉司、児童心理士といった専門職の人材確保・育成が課題だと考えています。経験者の採用、研修や実務等を通じて職員のスキルアップを図っていきたいと考えています。「4 施設整備」です。尼崎市が児童相談所を設置するにあたっては、国庫補助金等を活用し、新たな施設を整備したいと考えております。(1) 施設整備のコンセプトとしては、いくしあと児童相談所との連携のしやすさ、児童相談所と一時保護所との連携のしやすさ、あまがさき・ひと咲きプラザ内の施設・機能を活用した有機的な整備、子どもの人権に配慮した一時保護所、温もりを感じられ、安心できる建物を挙げております。特に一時保護所の整備の視点として4点挙げています。学習環境、プライバシーへの配慮、多様性への配慮、家庭的な雰囲気の確保、これら具体的な取り組み内容については今後、教育委員会とも協議しながら進めていきたいと考えております。(2) 施設規模です。一時保護所の定員については児童定員30人と考えています。令和2年度以降、本市の一日あたりの一時保護児童の人数は30人程度で推移しており、県の一時保護所と里親や児童養護施設等への一時保護委託で対応しています。一時保護児童の人数は今後さらに増える可能性があり、また、家庭養育環境整備のための積極的な一時保護の活用も図りたいと考えていることから、本市の一時保護所の定員を30人とし、それに加え一時保護委託も活用することで、全体として、一時保護をためらうことなく、積極的に児童の安全を守ることができる体制を整えていきたいと考えています。(3) 整備予定地。一体的かつ高い専門性を有する相談援助や子どもに対して切れ目のない一貫した支援を実現するためには、いくしあと児童相談所との連携が必要不可欠であることから、あまがさき・ひと咲きプラザの敷地内に児童相談所を整備しようと考えています。スケジュールの予定です。令和4年度から設計をはじめまして、2カ年かけて設計をします。令和6年度から2カ年かけて建設工事をしまして、令和8年度の運営開始を予定しています。それにあわせて、人材確保や育成、県・国との協議を進めていきたいと考えています。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 県から委託を受けて市がやるということで、人材を確保する費用は十分だという理解でよいか。

児童相談所設置準備担当課長 令和8年に尼崎市が児童相談所を持ったときには、県から移管を受けて、市が運営主体となって児童相談所を設置することになります。それにかかる人件費は、県から

お金はいただけません。地方交付税という形で、国から一定の財源はいただけることとなりますが、金額はまだわかりません。

徳山委員 費用によって何人配置できるか、まだわからないということか。

児童相談所設置準備担当課長 人員の配置については十分に配置しなければならないと考えていますので、地方交付税がどれくらいかはわかりませんが、それに関わらずしっかりした人員配置を進めていきたいと考えています。

徳山委員 兵庫全体の施設に今まで自由に行けていたが、尼崎に児童相談所ができることによって、それが厳しくなることはないのか。

児童相談所設置準備担当課長 児童福祉施設で言いますと、例えば児童養護施設や乳児院というような社会資源があると思うのですが、基本的には尼崎市が児童相談所を持ったとしても、それらの施設は引き続き使わせていただけたらと思います。一時保護所につきましては、尼崎市でも一時保護所を作りますので、県の一時保護所は原則的には尼崎以外で利用することになると思います。ただ一定数の枠を確保するということは今後、県と協議できることと考えています。

徳山委員 今、福祉センターが入口支援、出口支援という取組を来年度から予定している。少年事件を起こして、少年院に行って出てきた子どもを一体的に支援しようという枠組みを福祉事務所が企画しているが、そことも連携はできるのか。

児童相談所設置準備担当課長 福祉事務所でそういうことをしているというのは存じ上げておりませんが、基本方針の中でも、子ども達一人一人を自立までの支援をしていくという言い方をしていますので、そういった施設から出てきた子どもに対しても一体的に関わっていく中で、児童相談所が果たすべき役割があると思います。地域の色々な方と連携しながら、児童相談所もその中に入って取り組んでいくことになると思います。

徳山委員 刑務所から出てきた後、たらいまわしなり、結局、再犯に行ってしまう過程を何とかしようと、福祉事務所がキーとなり、全部の連携をとって一体的に支援をしていくという枠組みを作ろうとしている。

子どもの育ち支援センター所長 非行や犯罪は元をたどっていくと、家庭的な課題というのは必ずあるだろうと、いろんな研究論文でも明らかになっているので、いくしあだけではなく、児童相談所も関わって子どもや家庭の支援をやっていくように努力していきたいと思っています。

正岡委員 8ページに「新たな施設を整備します」とあるが、一時保護所のことか。

児童相談所設置準備担当課長 児童相談所の事務所の機能を持っている建物と一時保護所を一体的に建てようと考えています。

正岡委員 今、タワーには一時的に入っているのか。

児童相談所設置準備担当課長 兵庫県がタワーの8階から10階に入っています。今年度、尼崎市が児童相談所をつくる時に、場所をどこにしようかと検討する中で、そのタワーを引き続き使おうかというのも選択肢として考えていましたが、最終的には8階から10階に入っている兵庫県は引き上げてもらい、尼崎市としては、新しい児童相談所と一時保護所の一体的な建物を建てる予定です。タワーの8階から10階につきましては、空くことになりましたが、活用方法として例えば会議室や書庫、倉庫等引き続き使える機能もございますので、そうしたものは有効活用させてもらい、新しく建てる建物とタワーの一部を使っていく計画です。

太田垣委員 ひとさきプラザの中には、いくしあとユース交流センター、そしてこれから児童相談所が配置されるということで理解した。役割について、例えば6ページの下に総合相談や児童虐待相談、教育相談とあり、いくしあが担当する部分と児童相談所が担当する部分は基本的には別れているが、重なり合う業務は、どのように取り組むのか。

児童相談所設置準備担当課長 現時点でいくしあが行っている業務は、大部分が児童相談所が担う業務の一部となっています。特に支援的、予防的アプローチで働きかけるのがいくしあであり、ただ、その中でも緊急性が高まるケースもございますので、そういったときは児童相談所に一時的に介入してもらうことになります。尼崎市が児童相談所を設置した後も基本的な役割分担は大きくは変わらないと思いますが、同じ自治体が両方を持ちますので、情報の連携や支援方針というのは一本で、いくしあの職員も児童相談所の職員も少しずつ関わりながら取り組んでいくというイメージを持っています。

徳山委員 児童相談所というのは、子どもを一時保護する措置権を持っている。虐待の状況が止んでいないときに、子どもを施設に入所させた後、その同意が得られないときには裁判所に28条でその審判の申し立てをする強い権限をもっている。一時保護の方は親が何と言おうと、延長で1ヶ月、2ヶ月とできるわけです。以前、スクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーとして入ったが、スクールソーシャルワーカーがやっていること全部を子ども家庭センターや家庭児童相談員が行っていた。様々な支援をするために、尼崎市内にいろんな部署に散っていた家庭児童相談や教育相談を全て固めたのが、いくしあであり、一体化して運用する方が望ましいが、強力な権限は県にしかないのが、権限がない中で一生懸命に相談に乗っているのが現状だと思う。

中平委員 いろんな機関の連携の中に教育委員会とあるが、具体的にどのような連携や体制の中で協力をさせていただくことになるのか。

児童相談所設置準備担当課長 児童相談所が行う業務の多くは児童虐待に関することになるかと思います。子ども達の日々の変化や家庭の様子を一番直に感じられているのが学校や保育園、幼稚園、あとは地域の皆様になるかと思います。学校で何か気づかれたときには、児童相談所に

まず情報をいただき、虐待のリスクが高い場合は一時保護や施設入所となることが考えられます。また、いずれまた家庭に帰すこととなりますが、家庭に帰ったときに、見守り続けてもらわないといけないのが、学校や地域の方々でありますので、そういったときに情報連携しながらその家庭ごとの支援方針を共有しつつ、教育委員会や学校と連携してやっていきたいと思っております。

子どもの育ち支援センター所長 一時保護された場合に、学校の勉強がどうしても遅れてしまうという課題があります。一時保護所で、勉強を教えていただくことを何かの手立てでやっていく必要があることと、虐待で連れ戻しをするような親御さんだと、とてもそこから出すことはできないですが、例えばご両親とも入院したケースの場合だと、学校に連れて行ってあげたいという思いがありますので、今後の協議になりますが、ご協力いただきたいと思います。

徳山委員 本日にこれだけ子どものために統一して連携をとれるようにしたのは、阪神間では他にないと思っている。ただ、件数が多すぎて、十分に対応できていないと印象をもつ。あと、一番多いのがネグレクトで、ユース交流センターの方もそういう前兆的な問題をずっと見回っていてすごいと思う。

子どもの育ち支援センター所長 尼崎ではネグレクトの家庭が非常に多いということと、市町村はどこでもそうですがネグレクトの家庭支援に一番苦しんでいるのが現状です。命の危険まではなかなかなくても、多くは心と体を蝕まれていきます。これを何とかしたいと思い、例えば家庭環境の整備やそういったものための一時保護ができないだろうか検討を進めています。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。西田 企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「教育委員会11月定例会報告事項」について、ご報告いたします。お手元の資料、28ページをお開き願います。まず、総務関係でございます。11月4日及び18日に政策推進会議が開催されました。11月5日の防災総合訓練では、市長部局が新たに導入した「災害マネジメントシステム」を活用し、各学校を避難所として開設した際の連絡体制について確認してまいりました。議会関係では、11月1日に閉会中の文教委員会が開催され、案件は県立高等学校入学生のタブレット端末の公費負担についての陳情が1件のみでした。続きの協議会では、中学校給食の進捗状況、全国学力・学習調査結果報告、市立尼崎高等学校改革のこれまでの経過と今後の進め方の3件を報告しました。次に、学校教育関係でございます。10月30日に立花南小学校、11月13日に南武庫之荘中学校の創立50周年記念式典が執り行われました。11月2日には尼崎市立中学校・高等学校合同音楽会を開催しました。続いて、社会教育関係でございます。11月9日に第1回尼崎市文化財保護

審議会が開催されました。事務局からは、前回の定例会で報告しました2件の候補物件について、提案をさせていただきました。最後に、今後の主要行事予定表でございます。議会関係では、11月26日から29日にかけて11月市議会臨時会、12月7日から22日にかけて12月市議会定例会の開催が予定されております。次に、教育委員会関係でございます。12月3日、14時30分より教育委員会12月臨時会の開催を予定しております。案件は、12月補正予算にかかる案件1件のみのため、議事は非公開となる予定です。臨時会終了後、15時頃からは地方教育アドバイザーとの意見交換会を実施いたします。また、翌日の12月4日には、学校給食センター竣工式を10時30分より開催を予定としております。最後に、教育委員会12月定例会につきましては、12月27日、15時30分からの開催予定でございます。報告は、以上でございます。

白畑教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。それでは、ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

~~~~~以下 議事の概要は非公開とする~~~~~

白畑教育長 以上を以って、本日の日程は全て終了いたしました。  
これをもって、尼崎市教育委員会11月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会11月定例会の議事の全部を終了したので、午後7時5分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会11月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。